

令和 3 年度浄化槽推進関係概算要求の概要

改正浄化槽法の施行（令和 2 年 4 月 1 日）を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進をさらに推進するために、令和 3 年度においても必要な要求を行う。

併せて、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大等について、補助メニューの見直しに係る要求を行う。

1. 浄化槽整備のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

8, 613 百万円 + 事項要求(※1)

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金。

【単位：百万円】

	令和 2 年度 予 算 額	令和 3 年度 要 求 額	対前年度比 %
【当初額】	(※2)		
循環型社会形成推進交付金	(10, 196) 9, 613	(9, 107) 8, 613 +事項要求	(89. 3) 89. 6 <u>(※3)</u>
(うち、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策費)	(1, 000)	—	

※1) 令和 3 年度概算要求においては、公共事業など来年度の必要な経費を正確に見積もることが難しい事業においては、前年度予算(防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策費計上額を除く)を上回る額について金額を示さず事項のみの要求となっている(各省共通)

※2) 上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※3) 令和 2 年度予算額のうち、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策費に計上された 1,000 百万円を除いた額と令和 3 年度要求額とを比較すると対前年度比は 100%である。

○ 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（浄化槽分） 1, 800百万円
省エネ型浄化槽システム導入推進事業

【単位：百万円】

	令和2年度 予算額	令和3年度 要求額	対前年度比 %
【当初額】 二酸化炭素排出抑制事業費等 補助金	1, 800	1, 800	100.0

上記の他、

○ 地方創生推進交付金（内閣府に計上） 1, 000億円の内数

地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための交付金。

本交付金のうち、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」は、(旧)地域再生基盤強化交付金（環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整備交付金等）から再編され、平成28年度に創設されたもの。

2. 国庫助成の内容

<循環型社会形成推進交付金>

改○ 公共浄化槽等整備推進事業(市町村整備型)により整備された浄化槽の改築への助成等【市町村設置型】

市町村が公共浄化槽等整備推進事業（旧：浄化槽市町村整備推進事業）により整備した浄化槽について、設置後年数が経過し老朽化が進行しているものがあり、今後増加する見込みである。これらの浄化槽について、市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「浄化槽長寿命化計画」に基づき、更新よりも計画的な改築によることで浄化槽の長寿命化に貢献するものについて、その改築に要する経費に対して助成を行う。

(助成率 1/3)

併せて、「浄化槽整備効率化事業」に、市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充する。

(助成率 1/3)

改○ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件見直し等

【個人設置型、市町村設置型】

過疎地域における、コンパクトシティとして再編する集落再構築に必要な浄化槽による汚水処理の普及を図るため、「過疎地域の集落再構築に必要な集合住宅の浄化槽整備」について本事業の設置要件に算入できるよう、要件見直しを行う。

また、東日本大震災により被害を受けた地域における浄化槽の整備について、新たに同事業の対象とする。

(助成率 1/2)

改○ 基準額調査に基づく補助基準額の見直し【個人設置型、市町村設置型】

豪雪地域(特に寒冷地)における凍結防止措置に必要な追加工事等にかかる基準額について、基準額調査に基づき実情にあった金額に見直し、浄化槽設置者の負担の平準化を図る。

(助成率 1/3、1/2)

<二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（浄化槽分）>

○ 省エネ型浄化槽システム導入推進事業

51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ、インバーター制御等）の導入・改修を行う。

また、建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換について地方公共団体や民間団体に補助する。

（補助率1/2、間接補助）

3. 浄化槽の整備推進にかかる行政経費

○ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 360百万円の内数

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

○ 浄化槽対策推進費

68百万円

・ 浄化槽リノベーション事業推進費 (15百万円)

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにし、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

さらに、浄化槽台帳に格納されたビッグデータを基に浄化槽の運用状況について解析、浄化槽画像による強度解析、補修による強度回復効果分析等を行う。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化の観点も踏まえ、浄化槽台帳を活用した「浄化槽長寿命化計画」策定ガイドラインを作成し、浄化槽台帳システムに反映することで、浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靱化および災害対応力の強化を図る。

・ 浄化槽指導普及事業費 (18百万円)

改正浄化槽法の施行を受け、改正浄化槽法に基づく施行状況を把握し、従来からの浄化槽整備に関する各種指針類について、改正法の施行内容や具体的な事例を踏まえた見直しを行う。

公共浄化槽制度を活用する市町村における浄化槽事業の持続可能な運営体制確保に関する調査検討を行う。

浄化槽台帳の活用や協議会の活用を通じた法定検査の受検率向上を始めとする維持管理体制の強化に向けた普及啓発、促進方策に関する調査検討等を行う。

- **浄化槽整備推進費** (3 1 百万円)
浄化槽の機能や特性に関する適切な認識を浸透する活動や浄化槽整備事業の整備促進効果を高めるソフト事業を実施し、浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図り、健全な水環境を確保する。

- **浄化槽管理士国家試験費** (3 百万円)
浄化槽法第 45 条第 1 項に基づく浄化槽管理士試験合格者、講習修了者に対する浄化槽管理士免状の交付等を行う。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和3年度要求額 8,613百万円 + 事項要求（9,613百万円）】

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、また、緊急点検の結果、老朽化し破損している浄化槽が多数残存していることが判明している。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたところであり、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。また、改正浄化槽法では、公共浄化槽制度の創設や浄化槽台帳整備等も規定されたところであり、これらの政策目的を実現し、汚水処理のリノベーション、最適化を推進する必要がある。
- ② 東日本大震災により被害のあった地域、過疎地域、豪雪地域の実情にあった浄化槽普及を推進する必要がある。

2. 事業内容

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業（①浄化槽設置整備事業（個人の浄化槽の設置に対して補助する事業）、②公共浄化槽等整備推進事業（市町村が公共事業として浄化槽を整備する事業））の実施に要する費用の一部を交付金として交付する。

令和3年度においては、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、地域の実情等に合致する補助基準額の見直し、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大について補助メニューの見直し等を行う。

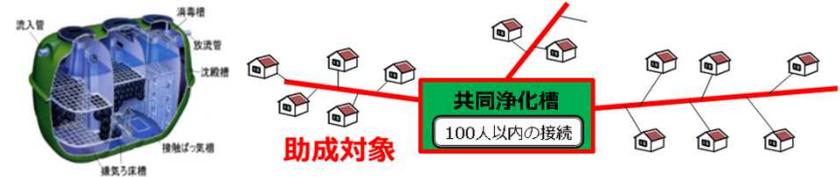
1. 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築への支援等（市町村設置型）（交付率1/3）
市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「長寿命化計画」に基づき、市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽を改築する事業を補助メニューに追加。
併せて、浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）に市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充。
2. 基準額調査に基づく補助基準額の見直し（個人設置型、市町村設置型）（交付率1/3、1/2）
豪雪地域（特に寒冷地）における凍結防止措置に必要な追加工事等にかかる基準額について、基準額調査に基づき実情にあった金額に見直し、浄化槽設置者の負担の平準化を図る。
3. 環境配慮・防災まちづくり事業の要件見直し等（個人設置型、市町村設置型）
過疎地域における集落再構築に必要な浄化槽による汚水処理の普及を図るための設置要件の適用の見直しとともに、東日本大震災により被害を受けた地域の浄化槽整備について対象に拡充。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



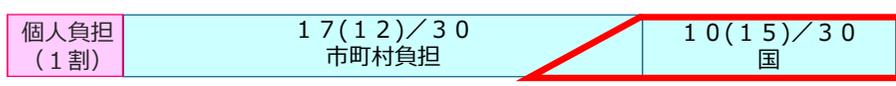
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）



国庫助成対象額（10割）

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

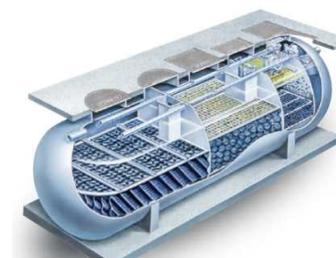
- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
 - ・ 浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



- ・ 大型浄化槽の機械設備の例



（高効率ブロワ）



（スクリーン）



（インバータ制御装置）